

地質調査業務特記仕様書

業務番号	西農水(整五委)第 30 号
業務名	西海広関第23号委託
業務場所	西津軽郡深浦町大字関 地内
履行期限	令和 9 年 3 月 26 日

第 1 章 総 則

- (適用範囲)
第 1 条 本業務の施行にあたっては、「地質・土質調査業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。))によるほか、この特記仕様書によるものとする。
- (作業目的)
第 2 条 この業務は、県営西海岸関地区広域営農団地農道整備事業の法面変状調査の一環として、原位置での動態観測及び資料整理を行うものである。
- (場 所)
第 3 条 この業務においての業務場所は、西津軽郡深浦町大字関地内で別添位置図に示すとおりである。

第 2 章 作業条件

- (参考図書)
第 4 条 本作業の参考とする図書は、次によるものとする。

名 称	編 者・著 者・発 行 所	制定(改定)年月
地盤調査の方法と解説	地盤工学会	
地盤材料試験の方法と解説	地盤工学会	
その他	調査職員が指示したもの	

(貸与資料)

第 5 条 貸与資料は次のとおりである。

貸 与 資 料 名	部 数	備 考
西海広関第13号委託 地質調査業務成果品	1部	
西海広関第16号委託 地質調査業務成果品	1部	
西海広関第17号委託 動態観測業務成果品	1部	
西海広関第18号委託 動態観測業務成果品	1部	
西海広関第19号委託 動態観測業務成果品	1部	
西海広関第20号委託 動態観測業務成果品	1部	
西海広関第36号工事 法面変状調査成果品	1部	
その他西海岸関地区既往業務資料	適宜	

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 6 条 前2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等の取扱いは、次のとおりとする。

1. 参考図書及び貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、事前に調査職員と協議する。
2. 参考図書等は、作業時点の最新版を用い、作業中に改訂された場合には調査職員と協議する。
3. 貸与図書は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 調査作業内容

(調査作業項目及び数量)

第 7 条 本業務における作業項目、内容及び数量等は次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	内 容	備 考
動態観測業務	1 式		
伸縮計 観測・資料整理	6ヶ月間	10月～3月(2箇所)	自動観測
パイプ式歪計 観測・資料整理	6ヶ月間	10月～3月(4孔) ※データ回収 11月、1月、3月	半自動観測
地下水位計 観測・資料整理	6ヶ月間	10月～3月(5孔) ※データ回収 11月、1月、3月	半自動観測
挿入式小型孔内傾斜計 観測・資料整理	2 回	11月、3月(1箇所)	手動観測

※ 本業務は西海広関第16号委託及び西海広関第36号工事で観測計器を設置した箇所において動態観測業務を行うものであり、利用可能な既設機材を利用して観測することを想定している。

本業務には自動観測・半自動観測に要する計器の機材費及び設置に必要な経費を含んでいる。

観測結果は毎月末日までの結果を翌月5日までに整理し、報告すること。

(作業の留意点)

第 8 条 作業上特に留意する点は下記のとおりである。

1. 示方書、参考文献、貸与資料等の記載事項で、相互に矛盾がある場合や、字句の解釈に疑似が生じた場合は、調査職員の指示を受けること。
2. 本調査にあたり、交通事故等を防止するための必要な措置を講じるとともに、第三者に損害を与えた場合には、受託者の責任において措置するものとする。
3. 伸縮計、パイプ式歪計及び地下水位計の位置は別添位置図のとおりであり、実施時期は調査職員と事前に打合せた上で実施すること。

第 4 章 打 合 せ

(打 合 せ)

第 9 条 打合せ時期及び回数等については、次のとおりである。

回	作 業 段 階	打 合 せ 内 容
初回 (1回)	作業着手前	作業条件確認及び細部条件について打合せる。 調査職員と現場踏査し、日程を協議する。
中間 (1回)	中間打合せ	中間打合せ時までの観測結果を取りまとめ、経過や 観測状況について打合せる。
最終 (1回)	報告書原稿作成段階	成果品の取りまとめについて打合せる。 何れの打合せ時も打合せ簿により相互確認する。

(成 果 物)

第 10 条 提出すべき成果品及び提出部数は次のとおりである。

成 果 品	規 格			部 数	備 考
	品質サイズ	縮 尺	仕上げ法		
1. 調査報告書	A—4			2 部	正・副各1部
2. 電子成果品	CD若しくはDVD			2 部	

(成果物の装丁等)

第 11 条 成果物の装丁等は、下記によるものとする。

1. 報告書、数量計算書等は原則として1冊にまとめること。
2. 装丁は、チューブファイルとする。
3. 提出先は、五所川原市大字吹畑字藤巻24－12 西北農林水産事務所とする。

第 6 章 そ の 他

(電子納品対象業務)

第 12 条 本業務は、電子納品対象業務である。

1. 電子納品対象は報告書、数量計算書等、図面、現場写真とし、作成要領は国土交通省が定める「工事完成図書の電子納品要領(案)」、「デジタル写真管理基準(案)」、「CAD製図基準(案)」によるほか、「青森県電子納品運用ガイドライン」による。
2. 成果品の電子媒体は、正・副2部提出すること。
3. なお、国土交通省が定める電子納品に関する要領・基準は、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ【<https://www.nilim.go.jp>】よりダウンロードができる。
4. また、「青森県電子納品運用ガイドライン」は青森県庁整備企画課のホームページ【<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku>】の「CALS/EC」のページよりダウンロードができる。